

## 長期優良住宅建築等計画の認定申請等手数料改正のお知らせ(北海道)

審査基準の変更等に伴い、令和4年(2022年)2月20日から、認定申請等の手数料が変更となります。

＜令和4年2月20日から＞ ※北海道が所管行政庁となるもの

住宅の総戸数		認定申請手数料 (法第5条第1項～第5項)		変更認定申請手数料 (法第8条第1項)	
		新築	増築・改築	新築	増築・改築
		確認書等	確認書等	確認書等	確認書等
戸建住宅	1戸	19,000円	26,000円	15,000円	20,000円
共同住宅	2～5戸	31,000円	44,000円	24,000円	34,000円
	6～10戸	48,000円	69,000円	38,000円	55,000円
	11戸～30戸	76,000円	113,000円	58,000円	85,000円
	31戸～50戸	120,000円	178,000円	96,000円	142,000円
	51戸～100戸	181,000円	269,000円	151,000円	224,000円
	101戸～200戸	305,000円	455,000円	251,000円	374,000円
	201戸～300戸	385,000円	575,000円	313,000円	467,000円
	301戸以上	436,000円	652,000円	347,000円	518,000円

※「確認書等」: 事前審査を住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する確認書又は、同条第4項に規定する住宅性能評価書とした場合

○法第8条第1項に係る変更認定申請手数料(工事着手予定時期、工事完了予定時期、譲受人決定予定時期の変更、区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期の変更)

戸建住宅・共同住宅(1戸につき)	1,000円
------------------	--------

○法第9条第1項又は同条第3項に係る変更認定申請手数料(譲受人決定・管理者等の選任)

戸建住宅・共同住宅(1件につき)	1,800円
------------------	--------

○法第10条に係る地位の承継の承認申請手数料

戸建住宅・共同住宅(1件につき)	1,800円
------------------	--------

(参考) 令和4年2月19日まで ※北海道が所管行政庁となるもの

住宅の総戸数		認定申請手数料 (法第5条第1項、第2項、第3項)			変更認定申請手数料 (法第8条第1項)		
		新築		増築・改築	新築		増築・改築
		適合証	性能評価書	適合証	適合証	性能評価書	適合証
戸建住宅	1戸	18,000円	21,000円	25,000円	15,000円	16,000円	20,000円
共同住宅	2～5戸	30,000円	62,000円	43,000円	24,000円	40,000円	34,000円
	6～10戸	47,000円	98,000円	69,000円	38,000円	63,000円	55,000円
	11戸～30戸	76,000円	179,000円	112,000円	58,000円	110,000円	85,000円
	31戸～50戸	120,000円	296,000円	177,000円	96,000円	184,000円	142,000円
	51戸～100戸	181,000円	427,000円	269,000円	151,000円	274,000円	224,000円
	101戸～200戸	304,000円	753,000円	454,000円	251,000円	475,000円	374,000円
	201戸～300戸	384,000円	986,000円	574,000円	313,000円	613,000円	467,000円
	301戸以上	436,000円	1,180,000円	651,000円	346,000円	718,000円	518,000円

※「適合証」: 事前審査を長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証とした場合

※「性能評価書」: 事前審査を登録住宅性能評価書とした場合

○法第8条第1項に係る変更認定申請手数料(工事着手予定時期、工事完了予定時期、譲受人決定予定時期の変更)

戸建住宅・共同住宅(1戸につき)	1,000円
------------------	--------

○法第9条第1項に係る変更認定申請手数料(譲受人決定)

戸建住宅・共同住宅(1戸につき)	1,800円
------------------	--------

○法第10条に係る地位の承継の承認申請手数料

戸建住宅・共同住宅(1戸につき)	1,800円
------------------	--------